

「(仮称) 非居住住宅利活用促進税」現時点での制度設計案

名称	(仮称) 非居住住宅利活用促進税
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居住者のない住宅への居住を促進することにより人口の減少に歯止めをかけ、土地及び建物の有効活用を誘導するため ○ 居住者のない住宅が存在することによる現在及び将来の社会的費用の低減を図りつつ、その経費に係る財源を確保するため
種別	法定外普通税
納税義務者	市街化区域に存する専ら居住の用に供する者(注)のない住宅の所有者 (注) 住民票の有無にかかわらず、居住実態の有無によって判断
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家屋の固定資産評価額が(仮) 20万円(検討委員会の答申において示された額)未満のもの ○ 個別指定の京町家、景観重要建造物等の歴史的建造物 等 ○ 賃貸又は売却を予定しているもの(※1) ※1 ただし、1年を経過しても契約に至らなかった場合は免除しない ○ 事業用に使用している又は使用を予定(※2)しているもの ※2 ただし、1年間のみ ○ 固定資産税において非課税又は課税免除とされているもの
減免	<ul style="list-style-type: none"> ○ 転勤中、海外赴任中のため、居住していないもの(※1) ※1 ただし、5年間のみ ○ 入院、施設入所中のため、居住していないもの ○ 介護等が必要なため、一時的に親又は子と同居しているもの ○ DV被害者(※2) ※2 ただし、自己の居住の用に供していた非居住住宅のみ ○ 固定資産税において減免の対象となるもの(災害、生活保護等)
徴収猶予	非居住住宅の居住者又は所有者が死亡してから一定の間は、当該非居住住宅の処分、活用について相続人間で相談する期間として、徴収を猶予する。
課税標準	(家屋価値割) 固定資産評価額(家屋) (立地床面積割) 敷地の土地に係る1㎡当たり固定資産評価額×家屋床面積
税率	(仮)(家屋価値割) 0.7%, (立地床面積割) 0.3%(注) (注) 検討委員会の答申において、想定される事例ごとの負担額の試算に用いられた仮の税率
徴収方法	普通徴収(6月、8月、10月及び1月のそれぞれ末日を納期限として賦課課税)
施行期日	未定
税収見込み額	<p>検討委員会の答申において、想定される事例ごとの負担額の試算に用いられた仮の税率</p> <p>(家屋価値割) 0.7%, (立地床面積割) 0.3%の場合 初年度: 約10.7億円, 平年度: 約11.9億円</p>